

**平成23年度第5回建設局  
指定管理者候補者選定委員会  
配布資料一覧表**

- 会議次第、座席表、堺市都市緑化センター指定管理者応募書類一式、

堺市都市緑化センター指定管理者候補者審査表

【資料1】 面接審査の共通質問について

【資料2】 審査、採点及び選定方法について

平成23年度第5回建設局指定管理者候補者選定委員会  
会議次第

日時：平成23年11月10日（木）

午後1時00分から

場所：本館地下1階 多目的室

1 開会

2 議事

- ・案件1 堺市都市緑化センター指定管理者候補者選定に係る面接審査について
- ・案件2 堺市都市緑化センター指定管理者候補者の選定結果について

3 閉会

## 面接審査の共通質問について

### ○ 共通質問項目

1 専門知識、技術力をもった職員をどのように配置されますか。

また、どのような資格をお持ちなのか具体的に説明してください。

2 貴団体のノウハウを最大限に生かし、25年経過している当施設を、時代のニーズに合わせてどのように活性化し、集客をしていただけますか。

3 休館日及び開館時間について、現行どおりの提案をいただいております。

しかし、多くの市民や本市を訪れる方に利用していただくためには、開館日を増やすことを期待するところであります。

たとえば、ゴールデンウィークやシルバーウィークなどの多くの来館者が見込まれる時期には、臨機に休館日を変更したり、開館を行うようなことはどう思われますか。

また、そのような時期に当センターをPRするイベントなどについては、どのようなことをお考えですか。

## 審査、採点及び選定方法について

### I 堺市都市緑化センター指定管理署候補者に係る審査方法 ＜面接審査（第2次審査）の方法等について＞

#### 1 審議内容

公募を行った施設に関し、書類審査（第1次審査）に合格した団体に対する面接を行い、最終的に指定管理者候補者を選考する。

#### 2 スケジュールについて

団体のプレゼンテーション	} 第1次合格団体ごと繰り返す
質疑応答	
採点者の意見交換	
採点集計	
指定管理者候補者を選定	

#### 3 面接審査について

##### (1) プレゼンテーション 10分

各団体は、自由に自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画についてのアピールを行う。

時間厳守とし、時間がくれば強制終了とする。

##### (2) 質疑応答 30分程度

各申請書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行うが、「共通質問項目」の質問は、どの団体に対しても行い、その後は各採点者が質問を行う。

時間がくれば、現在発言の方には、発言内容をまとめていただき、その後は委員長が状況に応じて進行する

#### 4 各応募団体の面接出席者について

- (1) 各団体の代表者又は責任ある役職者に出席を依頼する。
- (2) 各団体の面接出席者は5名以内とする。
- (3) 各団体から、事前に出席者についての報告をさせる。  
(報告内容・・・団体名、氏名、役職、所属、連絡先)
- (4) (1)～(3)については、面接団体が共同企業体等の場合も同様とする。



### Ⅲ 堺市都市緑化センター指定管理署候補者に係る選定方法

#### 1 書類審査（第1次審査）

- (1) 応募書類の内容に関して、比較検討及び審議を深めるために、意見交換等を行った後、委員長を除く各委員の審査表の書類審査の採点を合計し、合計点の上位3団体を合格とし、面接審査の対象とする。
- (2) 合計点の上位から3番目の団体が複数ある場合は、その団体までを合格とし、面接審査の対象とする。
- (3) 応募が3団体以下の場合は、全団体を面接審査の対象とする。  
この場合、書類審査の採点合計は、面接審査当日に行うこととする。
- (4) 書類審査の日に委員が欠席した場合は、書類審査の合計点を400点満点に調整する。  
なお、調整後の点数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 委員会の日欠席する委員は、各応募団体に対する意見を、書類審査の参考として、あらかじめ書面で委員会に提出することができる。  
委員長は、提出された書面を委員会当日、各委員に配付することとする。

#### 2 面接審査（第2次審査）

- (1) 面接審査は、応募書類の提出順に行う。
- (2) 全ての団体の面接終了後、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、比較検討及び審議を深めるために、意見交換等を行う。
- (3) 意見交換等の後に、委員長を除く各委員が、採点を行う。
- (4) 面接審査の日に委員が欠席した場合は、面接審査の合計点を400点満点に調整する。  
なお、調整後の点数は、小数点以下を切り捨てる。

#### 3 指定管理者候補者の選定方法

- (1) 書類審査の合計点と面接審査の合計点を合計し、最終合計点が最上位の団体を指定管理者候補者と決定する。
- (2) 最終合計点が満点の60%以上に達した団体が無い場合は、適格者なしとする。
- (3) 最終合計点の最上位の団体が複数ある場合は、委員ごとに、書類審査と面接審査の合計点数が、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その順位点合計が最上位の団体を候補者と決定する。  
それでもなお、最上位の順位点合計が複数となった場合は、審議のうえ、委員会において、審査表中、特に重視する項目（複数可）を決定し、各委員のその項目の点数を合計し、最上位の団体を候補者と決定する。

堺市都市緑化センター指定管理者候補者審査表

委員 ① ② ③ ④

団体名 財団法人大阪府みどり公社 財団法人大阪府公園協会 堺市都市緑化センター指定管理者グループ“S. N. G.”

条例に定める指定の要件等	審査項目	審査の視点	書類審査		面接審査		
			100点満点		100点満点		
			配点	採点	配点	採点	
事業計画に関する事 こと	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	① 管理運営の方針(基本方針) ② 平等利用・安全の確保	① 管理運営の方針(基本方針)が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。 ② 市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象(リスク)を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。	10	20		
	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	① 安定的な経営資源 ② 財務規模、組織状況 ③ 事業実績	① 当該管理業務を行っていくために必要な経営資源(ヒト、モノ、カネ、資格・ノウハウ等)を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。また、第三者委託計画は、適切か。 ② 事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。 ③ 類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	10			
サービスの内容に関する事 こと	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	① 利用者・利用者ニーズの把握 ② 個人情報保護・情報公開の考え方 ③ 人権尊重の考え方 ④ 障害者等への考え方 ⑤ 広報・モニタリング計画	① 当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。 ② 個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。 ③ 人権尊重の考え方が適切か。 ④ 障害者や高齢者、子供などの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ⑤ 利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。使用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。	10	30		
	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	① 休業日、開館時間の考え方 ② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③ 利用料金の考え方 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策	① 休業日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。 ② 適切な人員配置(障害者、高齢者等を含む)がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。 ③ 市民が利用しやすい料金になっているか。利用料金の還付、減免に対する考え方は適切か。 ④ 利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。 ⑤ 非常災害時等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。	20			
効用・経費に関する事 こと	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	① 目標設定 ② 目標達成の方策 ③ 自主事業の実施計画	① 当該施設の設置目的を的確に理解し、具体的な目標を設定しているか。 ② 上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。 ③ 具体性、実現性、独創性があるか。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。	20	35		
	(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	① 経費削減の考え方・方法 ② 収支計画	① 費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。 ② 収支計画は適切か。	15			
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組	① 障害者等の就職困難者の雇用及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ② 市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ③ 地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ④ 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	15	15			
			小計	点	小計	点	
			合計		点		